

JAよこすか葉山

正組合員専用 定期貯金

店頭表示利率

+0.15%

取扱期間:令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

対象定期貯金 ● スーパー定期貯金・大口定期貯金(期間1年)

預入限度額 ● お一人様合計1,000万円を限度とします。

ご利用いただける方 ● 当JAの正組合員(同一世帯家族を含む)に限ります。

 **JAよこすか葉山** 詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

武山支店 TEL.856-2111

長井支店 TEL.856-2111

北下浦支店 TEL.848-0611

くりはま支店 TEL.835-0555

衣笠支店 TEL.852-0428

大楠支店 TEL.856-8724

葉山支店 TEL.875-0111

【商品の概要】

商 品 名 (愛 称)	●スーパー定期貯金〈単利型〉・大口定期貯金 (愛称：正組合員専用定期貯金)
ご 利 用 い た だ け る 方	●個人のみ ●当組合の正組合員に限ります。※同一世帯家族を含みます。
期 間	●1年の定型方式 ●自動継続 (元金継続または元利金継続) 扱いになります。
預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 位 (3) 預 入 単 位	●一括預入 ●1円以上 1,000万円以下 (お一人様合計 1,000万円を限度とします。) ●1円単位
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	●預入時の「スーパー定期貯金〈単利型〉」または「大口定期貯金」の店頭表示の利率に 0.15% を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ●自動継続の場合には、原則として「スーパー定期貯金〈単利型〉」「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ●20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	——
付 加 で き る 特 約 事 項	●総合口座の担保に組入れることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率) ●マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 (1) スーパー定期貯金〈単利型〉の場合 A. 6 か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6 か月以上 1 年未満 …………… 約定利率 × 50% (2) 大口定期貯金の場合 次の①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。 ただし、計算した利率が 0% を下回るときは、0% を下限とします。 ① 次の預入期間に応じた利率 A. 6 か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6 か月以上 1 年未満 …………… 約定利率 × 50% ② 約定利率 $— \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載 (通帳レス口座の場合は JA バンクアプリに表示) の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 JA 所定の利率とします。
貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	●保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 JA 本支店またはリスク対策室 (電話：046-838-5027) にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JA バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA リスク対策室または JA バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター (電話：045-211-7716)
そ の 他 参 考 と な る 事 項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。



※詳しくは窓口まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

